

広島県告示第千六十号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

令和五年九月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備考
医療法人社団おると 会浜脇整形外科病院	広島市中区大手町四丁目六 番六号	令和八年九月三日	更新
長久堂野村病院	広島市安佐北区可部南四丁 目一七番三〇号	令和八年九月三日	更新
本永病院	東広島市西条岡町八番一三 号	令和八年九月三日	更新
医療法人社団涼風会 佐藤脳神経外科	福山市松永町五丁目二三番 二二三号	令和八年九月三日	更新
医療法人社団吉久会 松永脳外科クリニック	福山市宮前町二丁目六番二 〇号	令和八年九月三日	更新
医療法人社団あやめ 会福原整形外科医院	広島市南区宇品西四丁目四 番八号	令和八年九月三日	更新
医療法人社団加川整 形外科病院	広島市西区古江西町二二番 一〇号	令和八年九月三日	更新
真田病院	広島市南区皆実町三丁目一 三番二一号	令和八年九月三日	更新
原田整形外科病院	広島市安佐南区上安二丁目 一五番二七号	令和八年九月三日	更新
済生会広島病院	安芸郡坂町北新地二丁目三 番一〇号	令和八年九月三日	更新
谷川脳神経外科	広島市安佐南区相田一丁目 三番一六号	令和八年九月三日	更新
福山城西病院	福山市西町二丁目一 一番三 六号	令和八年九月三日	更新
医療法人社団永光会 水永リハビリテーシ ョン病院	福山市南蔵王町四丁目一六 番一六号	令和八年九月三日	更新